

## 仙台地裁3民の市政務調査費判決に対するコメント

平成20年3月24日 仙台市民オンブズマン

政務調査費の透明性を求める世論に逆行し、改革をサボタージュする会派及び議員にお墨付きを与えかねない不当判決である（勝訴部分は当然の判決である）。

### 1 透明性

判決は「本件規則及び本件要綱に定める用途基準に照らして明らかに必要性、合理性を欠いている等、会派及び議員の裁量的判断を著しく逸脱して支出されたなど」の場合のみを違法としたうえで、「保存・廃棄について、会派の自主性・自律性を尊重して、その合理的な判断にゆだねている」などと判断している。そして、廃棄の理由を合理的に説明できない場合のみを違法とし、領収書等の提出を拒む者を救済してしまっている。これだと、領収書提出拒否を容認したことになる。しかし、市民から見ると、廃棄も証拠不提出も用途の不透明性において変わりはない。

### 2 裁量と按分

また、会派及び議員の裁量的判断を重視しすぎている。本来の議員活動の一部であるものについてすら、全額政務調査費からの支出を容認していて（按分したのは、お茶代のみ）極めて不当である。議員活動と政務調査活動とを割合的に区別できるものは使用実態に照らして按分し、区別できないものは2分の1で按分するのが、これまでの司法判断の流れであり、議会改革の流れである。ところが、本判決はこれらを見做し、議員の購入目的が政務調査活動であれば、使用実態にかかわらず全額政務調査費から支出できると判断している。この点でも改革に逆行している。

### 3 結論

仙台市民オンブズマンとして、速やかに控訴する。

以上